

係。これは大体一年間でございすか。それほかに三カ月、それから一カ月というような専門研修もあるわけでございますが、自治大学の受講生という者は、もう相当経験を経ていす者というように限定されておりますので、そういうことはいさう各担当と詰合っているわけでございますが、なかなか三カ月ないし半年とありますと、その補充もなかなかつかないということとで現在まで二、三年やってあるオマバあるわけでございますが、その後はいさうく受講講してありません。それうも四十八年度あたりからなんとか中堅幹部の養成ということとでやうしていただいているようにお願いしたいと思ひます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

十三番(石川繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっています。議案第二十七号については、総務委員に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま石川繁治君が

う本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第二十七

号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第十九議案第二十八号福生市庁舎増築

基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画調査室主幹生子国利君 登壇)

企画調査室主幹(生子国利君) 議案第二十八号福生市庁舎増築

基金条例についてご説明申し上げます。

市の行政も多様化と相なりまして、人口増加も伴って

複雑多岐にわたる行政事務が増大し、それらの行政事務
処理のため職員の増員も余儀なくされ、新年度より庁
舎は狭隘と相なり、さらに今後増大いたします行政事務
に対応するためには職員の増加は必要と存じます。と同時
に職員の事務執務等、能率化と健康管理を考慮すると
ともに、特に重要視しなければならぬ市民サービスの提供
を考へるに庁舎増築は将来にとつてもせむとも必要であら
と考へられます。したがひまして増築費における市財政
を考へ、ここで資金の積立をさせていただき建設費の資
金の一助といたしたく本条例を提案いたします。
内容に入りますが、第一条につきましては目的の設置
でございます。第二条の積立につきましては、積立てる
金額を一般会計歳出予算でそのつど定めまして、予算
化して積立てていただくと思ひます。それから第三條につ
きましては管理でございまして、最も有利な方法で保管
したいというこの規定でございします。第四条につきましては



基金から生じます収益は一般会計に入れまして処置するとい
うことでございします。

第五条は処分でございしますが、この処分につきましては市
庁舎以外のものには使つてはならないという限定と同時に、そ
の一部を途中で処分することができるというような処分条例。

第六條につきましては本件関係でございまして、これら条例
以外に生ずる関係につきましては市長が定めろというふうな
条例になっております。この条例は公布の日から施行いたし

まして、四十七年度分から、本年度分から適用いたし
たいということでございます。

さうばくでございしますが、なにとぞ原案どおりご可決くだ
さいますようお願いいたします。以上でございします。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

十三番

(石川繁治君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号については、総務委員会に付託し、審査せしめられ、その結果を望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

おはかりいたします。

ただいま石川繁治君

から本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第二

十八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君)

日程第二十議案第二十九号福生市文化財

保護条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育長 町田倍二君 登壇)

教育長(町田倍二君)

ご指名いただきましたので、議案第二十九号福生市文化財保護条例につきまして、より提案理由につきまして説明させていただきます。

当市の文化財に関しましては、数年前文化財調査

会が発足いたしましたして市内の文化財につきまして、いろいろ

調査、研究をお願いしてまいったのでございますが、この

ほど文化財調査会の方から市の文化的資料といたしまして

てまとのたもりがございます。これは建造物と絵画が約九点、

彫刻が九点。それから典籍及び古文書等については二十七点、

それから考古資料、史跡といたしまして、八点等の調

査結果が出てまいりました。そこで市といたしましてこの際

本格的に条例を制定いたしまして、市内にある貴重な文

化財の保護及び保存につきましてより推進をはかってまいり

たいということ、本条例をご提出を申し上げた次第であ

ります。

それでは条例の内容につきまして、ご説明させていただきます。

たいと思います。

第一条は条例の目的でございます。

この条例は文化

財保護法第九十八条第二項と申しますのは、

この内容

は、地方公共団体は法律の定めるところにより重要文化財、

それから重要民俗資料、

重要無形文化財、

史跡とか名

勝、天然記念物の重要文化財で、

地方公共団体の区域

内にある重要な物を指定してその保存及び活用のための必要な措置を講ずるものである。——という規定であります。

この規定と東京都文化財保護条例の規定による指定を受けるための以外の文化財で福生市にとりまして、

貴重な

文化的遺産の保存及び活用のため必要な措置を講じま

して、

市民の郷土に対する認識を高める、

文化の向上

に貢献するというのが目的でございます。

第二条は文化

財の定義でございます。

一号から五号までのものを文化

財というものでしたという定義づけでございます。

それから第

三条でございますが、

第三条は文化財の指定に関する規

定でございます。

福生市の区域内にあるもので重要なもの

につきましまして教育委員会は市の文化財として指定するこ

とができるという規定でございます。

ただしこれには条件

がございます。

第二項の一号、

二号に該当する場合は

あらかじめの所有者または占有者あるいは保持者の同意を得なければならぬことになっております。

次は第四条でこ

さいますが、

第四条は文化財の類別の關係でございませ

て、第一号から五号まで、これは第二条の第一号から五

号までと関連、一致しているものでございしますが、

それぞれ

一号から五号まで、

すなわち市重宝、

市郷

エ資料、

市史跡、

市天然記念物と五つに類別されて

あります。

このうち特に早急に手を打たなければなら

ないというものは、

第三号の市郷土資料、

すなわち昔

使っておりました農器具類ではないかと考えております。

それからもう一つは第五号の市天然記念物の關係でござい

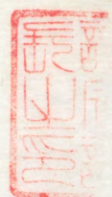
ます。

これにつきましてはすでにご案内のように、

ほた



る保護条例の設置に関する陳情書が昨年の十月定例会
におきまして採択されておりますが、そのほたるの保護に
つきましては文化財専門委員会に諮問いたしまして、その
答申に基づきまして教育委員会が玉川上水に発生するほ
たるを市の天然記念物に指定するという方法に辦なるかと
思っております。それから第五条は、指定解除の關係で
ございまして、第一号から第五号に該当するときがあ
るときは、教育委員会は市文化財の指定を解除すると
いうことの規定でございします。なお四号中、市文化財
が法二十七条ということとでございします。法二十七条とい
うのは、国の文化財、すなわち国宝をさしてあります。
第六十九条と申しますのは、国の史跡とか名勝、天
然記念物をさしてあります。都条例第三条と申
しますのは、都の文化財をそれぞれさしてあります。
次に第六条は文化財専門委員会に関する規定でござい
まして、文化財の保存及び活用に関する教育委員



会に対する諮問あるいは意見または必要な調査研究を行
なうために文化財専門委員会を置くという規定でござい
します。なお専門委員の定数は八人以内といたしまして、またさらに
特別の事項を審議する必要があるときは、大学の専門
教授等の臨時専門委員を置くことかであるという規定で
ございます。また専門委員および臨時専門委員に関しま
して必要な事項に關しましては教育委員会規則で定め
せていたと考えております。それから第七條は指
定及び解除の諮問の關係でございまして、市文化財の指
定、または指定の解除をしようとするときは、教育委員
会は専門委員に諮問しなければならぬという委員会に對
する義務規定でございします。第八條は告示、通知及び指
定書の交付の關係でございまして、教育委員会は文化財の
指定、あるいは解除したときには公告式規則によりまして
告示するとともに、管理者に通知をしたりまた指定書を交
付しなければならぬということと、また文化財の指定を解

除された管理者は、三十日以内に指定書を委員会に返付しなければならぬという義務規定でございます。それから文化財の指定または指定の解除は告示があった日からその効力を生ずるということでございます。次は第九条、第十條は保存地域の設定と保存施設の關係でございまして、教育委員会は文化財の保存のため必要があると思つたものについて所有権等の同意を得まして、地域を定めて一定の行為を制限しまたは禁止することからできるということでございまして、ほたるの捕獲禁止につきましては本条例が適用されると思ひます。また委員会は文化財等について、これはいずれも古いものでありますので、所有者等の同意を得ましてこれに必要な保存施設を設置したり所有者等々に管理させることからできるという規定でございまして、第十一條は文化財の注意義務の關係でございまして、これは当然の義務規定でございまして、第十二條と第十三條は、管理責任者と権利義務の繼承の關係でございまして、所



有者等は、特別の事情があるときは、自己のかわりに管理責任者を選任したり、または変更あるいは解任したりすることからできるという規定と、この場合はすみやかにその旨を教育委員会に届出なければならぬという規定でございまして、また市文化財の管理者に変更があったときは新管理者は、旧管理者の権利義務を繼承するというものでございまして、第十四條と第十五條は文化財に関する届出と変更との關係でございまして、第一号から第七号までに該当するときはすみやかに委員会に届出なければならぬということと、市文化財の現状を変更しようとするときはあらかじめ委員会の許可を受けなければならぬという規定でございまして、第十六條は経費負担の關係でございまして、市文化財の管理等に要する経費は管理者の負担でございしますが、助成としたしまして管理等に多額の経費を要し、管理者がその負担にたえない場合その他特別の事情がある場合は予算の範囲内で補助金を交付することから

できるといふこととてございます。 第十七条は所有者等が市文化財を有償で譲渡した場合の納付金の関係でございまして、要するに市から補助金の交付を受けたい文化財を他人に有償で譲渡した場合、耐用年数以前に買取却したときには残りの耐用年数分の補助金から管理等、すなわち修理とか復旧のための自己が費した金額を控除してもなお補助金の額が多かったときにはその差額を市に返納しなければならぬということとてございます。 第十八条は市文化財の公開に関する規定でございましてこれは教育委員会が主催して文化財の公開を行なうとする場合には、六月以内、市技芸にあっては二十日以内、それからさらに委員会は市文化財の管理者に對しまして三月以内、市技芸にあっては十日以内の期間を限ってそれぞれ市文化財の提供及び公開を勧告をすることとてございまして、また公開のために要する経費で管理者が主催する場合には、その全部または一部を市の負担とすることとてございまして、

こととてございます。 それから第四項、第五項は教育委員会が主催して文化財の公開を行なう場合には職員のうちから管理の責に任すべき者、すなわち責任者を定めなければならぬということと、文化財が滅失しまたはき損したときは損害を補償するということとてございます。 第十九条と第二十条は報告と記録の作成等の関係でございまして、委員会は必要があるときは管理者に對しまして、市文化財の現状または管理の状況につき、報告を求め、報告を求めたとき、委員会は国、都または市文化財以外の文化財で特に必要があるものを選抜いたしまして、記録を作成したり保存したりまた専門的知識のある方、あるいは文化財に関し熱心な方にその記録の作成あるいは保存をさせることとてございまして、 第二十条は罰則の規定でございまして、地方自治法第十四条第五項の規定に基づきまして、 四罰則規定を設けようというものでございます。 第二十二條は委任に関する規

定でございまして、

この条例の施行につきましては本委員会

規則で定めさせていただきたいというところでございまして。

附

則といたしました。この条例はご可決いただいたならば、

四月

一日から施行したいと考えております。

以上ご、ばくな説明ではございしましたが、よろしくご審議

いただきます。して原案どおり可決くださるようお願いいたします。

議長

(末次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

十三番

(石川繁治君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号については総

務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

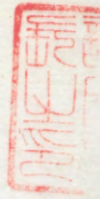
議長

(末次性男君)

おはかりいたします。

ただいま石川繁治君

から本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の



動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに「異議

ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

「異議なし」と認めます。

よって議案第二

十九号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長

(末次性男君)

おはかりいたします。

本日の会議はこり程

度にとどの延会したいと思っておりますが、これに「異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

「異議なし」と認めます。

よって本日はこ

れをもって延会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお次回が明三月十三日午前十時から開きます。

午後五時三十七分

散会



写

福総発第三三一四号

昭和四十八年三月五日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

末次 性男 殿

昭和四十八年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和四十八年三月五日付福生市告示第十号（別紙参照）をもって昭和四十八年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。



写

福生市告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十八年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和四十八年三月五日

福生市長 石 川 常太郎 印

一期	日	昭和四十八年三月十二日
二場	所	福生市議会議場

